

事務連絡  
令和8年10月23日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$  保育主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「こども性暴力防止法」の施行に伴う  
保育士・保育所支援センターにおける周知及び求人情報の取扱い等について

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)においては、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者（以下「対象事業者」という。）に対し、教員等及び教育保育等従事者（以下「対象業務従事者」という。）による児童対象性暴力等の防止等のための措置を講じることが義務付けられるなどしており、令和8年12月25日のこども性暴力防止法施行に向けて、同年9月2日に改訂された「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和8年9月2日付こ支総112号支援局長通知別添。以下「ガイドライン」という。別添1－1のとおり。）等に基づき、対象事業者において、準備が進められているところです。

ガイドラインにおいては、特に、こども性暴力防止法施行後のトラブルのリスクを軽減するため、対象事業者が同法施行前から行っておくべきこととして、対象業務従事者の採用募集要項の採用条件に、同法第2条第7項に規定する特定性犯罪の前科がないことを明示する等の対応をとることが適当であることを示しています。

保育士・保育所支援センター（以下「センター」という。）で取り扱う求人情報については、その多くがこども性暴力防止法の対象事業者及び対象業務従事者に係るものであることを踏まえ、センターにおける周知及び求人情報の取扱い等に関して下記のとおりお示しするので、遺漏なきよう適切な対応をお願いします。

記

## 1 こども性暴力防止法施行に向けた対応について

### (1) 対象事業者による防止措置の円滑な実施について

こども性暴力防止法においては、同法第4条又は同法第26条により、従事者を児童等と接する業務に従事させるに当たり、犯罪事実確認（同法第2条第7項に規定する特定性犯罪の前科の有無の確認）を行うことが義務付けられる。

その結果、特定性犯罪の前科が確認された場合には、同法に基づく防止措置として、性暴力等が行われるおそれがあるとの判断の下、当該対象業務従事者を児童等と接する業務に就かせないための措置（配置転換、内定取消し等）を講じることが必要となる。

こうした雇用管理上の措置について、その有効性を巡るトラブルを防止する観点から、ガイドラインにおいて、対象事業者は、こども性暴力防止法の施行前から、対象業務従事者の採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科がないこと（同法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でないこと）を明示すること等の対応をとることが適当であるとされている。

その際、別添1-2（ガイドラインの別紙3「募集要項の参考例」）を参考とすることとされているが、求人票の「求人に関する特記事項」等において、採用条件に特定性犯罪の前科が無いことを設けており、誓約書、履歴書等を通じて特定性犯罪前科の有無を書面等で明示的に確認することについて記載されていることは不適切なものではない。

### (2) 犯罪事実確認の対象となる事業者及び従事者について

上記1の犯罪事実確認及び防止措置を行う対象事業者は、こども性暴力防止法第2条第3項に定める学校設置者等及び同法第22条に定める認定事業者等であり、犯罪事実確認等の対象となる具体的な従事者は、同法第2条第4項に定める教員等及び同法第2条第6項に定める教育保育等従事者等である。また、対象事業者及び対象業務従事者については、ガイドラインにおいて具体例が示されている（詳細については別添1-1（Ⅲ．対象事業・対象業務「1．学校設置者等」及び「3．民間教育保育等事業者」）、別添2（こども性暴力防止法の対象事業等）参照。）。

なお、センターにおいて求人情報を取り扱う施設・事業所のうち、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業等については、同法第2条第3項に規定する学校設置者等として犯罪事実確認等の義務の対象となるほか、認可外保育施設、放課後児童健全育成事業等については、同法の認定制度の対象となる。

また、対象業務従事者は、保育士、保育補助者及び家庭的保育者等が該当しうる求人であると想定され、このほか、嘱託医等の職種の一部が対象となるものについては、具体的な業務内容に応じ、対象事業者において対象であ

るか否かを判断すること。

## 2 センターにおける周知及び求人情報の取扱い等について

### (1) 求職者に対する周知について

センターは、登録している保育士や新たにセンターを利用する者等に対し、こども性暴力防止法の施行により新たな制度が開始されることについて、ウェブサイトへの掲載やメール送信、相談対応等の適切な方法により、必要な周知及び情報提供を行うこと。

なお、センターでは、こども性暴力防止法の対象業務従事者に係る求人であるかどうかについて必ずしも判断できないことから、基本的な対応として、こども家庭庁作成のリーフレット（別添3）を配架する等により周知を行うこと。

また、求人票の「求人に関する特記事項」欄等において、採用条件として特定性犯罪の前科が無いことが設けられており、誓約書、履歴書等を通じて特定性犯罪前科の有無を書面等で明示的に確認することについて記載されている場合は、当該求人に応募しようとする求職者に対して、こども家庭庁作成のリーフレット（別添3）を活用し、当該記載内容について説明の上で、職業紹介を行うこと。

加えて、こども性暴力防止法の対象業務従事者として従事する場合には、同法に基づく犯罪事実確認が行われること、また、特定性犯罪事実該当者に該当する場合には、児童等と接する業務に従事できないこと等について、求職者の理解が得られるよう周知すること。

### (2) 求人者に対する周知について

求人者である対象事業者から、犯罪事実確認の実施時期、対象業務従事者の範囲、その他こども性暴力防止法に関する相談を受けた場合には、ガイドライン及びこども家庭庁の設置する相談窓口を案内すること。

### (3) 求人情報の取扱いについて

センターにおいて取り扱う求人情報は、「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」に定める保育所等の従業者を対象としているが、施設・事業所の種別及び職種に応じて、こども性暴力防止法に基づく義務の対象となる施設と認定制度の対象となる施設があることに留意すること。

また、こども性暴力防止法施行後のトラブルのリスクを軽減する観点から、対象事業者に対し、対象業務従事者の採用募集要項の採用条件に特定性犯罪前科がないことを明示すること等、ガイドラインに沿った対応について周知及び助言を行うこと。

センターにて取り扱う求人情報が対象事業者及び対象業務従事者に係るものである場合であって、求人票にこども性暴力防止法に関する記載が一切

ない求人を出している対象事業者については、必要に応じてガイドライン等を案内すること。その結果、求人者の判断として求人票にこども性暴力防止法に関する記載を行わない場合や、求人者が自らの判断によりガイドラインで示されている参考例を短縮して求人票に掲載する場合についても、求人情報として受け付けることとして差し支えない。

なお、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認及び採用の可否に係る判断は、対象事業者が実施するものであり、センターがこれに代わって犯罪事実確認又は判断を行うものではない。

#### (4) 事業者マーク（こまもろうマーク）の取扱いについて

こども性暴力防止法第23条第1項等に基づき、国の認定を受けた事業者については、認定を受けた事業について、認定事業者マークを求人票等に表示することができることとされている。また、学校設置者等についても、同様に法定事業者マークを表示することができることとされている。認定事業者マーク又は法定事業者マーク（以下「事業者マーク」という。）を表示する際の留意点については、ガイドライン中、101ページの「④ 認定事業者マークに関する留意事項」に記載されている。

そのため、事業者から対象業務従事者の求人票への事業者マークの表示について問い合わせ等があった際には、当該事業者が対象事業者であることを確認し、ガイドラインの当該部分を参照の上、対応すること。

### 3 その他

ガイドライン等、こども性暴力防止法の詳細はこども家庭庁ウェブサイト (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>) を参照すること。

また、こども性暴力防止法に関して、求人者又は求職者等から、センターに係る業務以外で問合せがあった場合には、以下のこども性暴力防止法に関する問合せフォーム又は専用ダイヤルを案内すること。

※ こども性暴力防止法に関するお問い合わせフォーム

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898>

※ こども性暴力防止法に関するお問い合わせ専用ダイヤル

03-5357-1146（受付時間：平日9時00分から17時00分まで（年末年始を除く））

#### 【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課保育の魅力向上係  
E-MAIL : [hoikuseisaku.miryokukoujou@cfa.go.jp](mailto:hoikuseisaku.miryokukoujou@cfa.go.jp)